

# 『御請來目録』の書誌学的研究

## —三写本の関係—

甲 田 翁 吾

### I 問題点の所在

『御請來目録』には原本もしくは極めてそれに近い時代の写本として、宝厳寺所蔵伝弘法大師自筆本、東寺所蔵伝教大師手写本の二本と、弘法大師自筆稿本の零巻と考えられる施福寺所蔵本の計三本が存在する。施福寺本は暫く置くとしても、宝嚴寺本と東寺本とは一見して明らかのように書写の体裁が異なり、両者の顕著な相違点には、何れが真に弘法大師御製作の御請來目録の姿であるか当惑せざるを得ない。製作の目的からすれば、高階遠成に托して正しく朝廷に上呈された本を定稿本と称すべきであり、それ以前のものは何度訂正・清書を経ていても稿本（草稿）でしかない。要するに、宝嚴寺本と東寺本との関係を論ずる問題点は、何れが定稿本であるか、又はそれに近いかに尽きる。尤も、この二本には共に誤字・脱字等があり、テキストとして完全ではない。両者の関係を考証するに当つては、単に文字・内容の比較のみで一方を正と判断する以前に、相互のテキストの異同の一々を検討し、弘法大師の意図せられた御請來目録の本来の姿を想像する必要もある。また、これ以前の段階として、施福寺本をも加えた三本の書写の状態——例えば誤字・脱字のあり方、訂正の仕方等——について調査し、各々のテキストの成立の状況を探ることも重要となる。

御請來目録の三つの写本とその関係については、主に書道関係の人々によつて論じられることが多かつたが、今は書誌学的な見地から、一つの典籍としての御請來目録の成立過程と三本の関係を考察するに当つて、予備段階ともなる三本の比較・考異を試みることにする。

なお、特にお断りしておきたいことは、筆者はここに取り上げる三つの写本の何れをも未だ実見していない。資料としては既に公表された

写真を用いており、何れも精度の高い信頼し得るものであるが、原本調査の後にはここに記述する」とにも多少の変更があり得ることを明記したい。本稿では宝厳寺本は飯島太千雄氏の撮影による『墨美』二九三号（一九六九、墨美社）により、東寺本は『伝教大師真蹟集成』（一九七九、法藏館）、施福寺本は飯島氏による『墨美』二八六号（一九六八）と『弘法大師真蹟集成（増補）』（一九七九、法藏館）を使用した。

（本稿は高野山大学密教文化研究所弘法大師著作研究会において、以前一カ年程御請来目録の刊写諸本についての調査研究に従事した際の成果の一部であつて、その中間報告ともいふべきものである。なお、同会編『定本弘法大師全集』第一巻を参照のこと）

## II 弘法大師全集本による校異等

### （1）校異等

御請来目録本文について、三本間の文字や内容の異同は既に発表されたものがあるが、今は改めて長谷宝秀編『弘法大師全集』を元に、文字の異同のほか、誤写・訂正などを含めた一々の問題点について総覧する。なお、全集本は宝嚴寺本を底本とするが、実際には細部に異なりが見られる。また、宝嚴寺本には目録部分に円点や合点等の朱記号、經典の紙数を示す朱書があるが、今は本文に直接関係しないのでここには触れない。（以下、宝嚴寺本は「宝」、東寺本を「東」、施福寺本を「施」と略記する。初めの数字は本稿に検討する上での通番号、次の数字は全集の頁数、次は各頁の初めから数えた行数を指す）

- 1 . 69 . 2 命 この上、空格（闕字）あること宝・東同じ。
- 2 . . 3 勅 この上、宝は空格あり、東にはなし。
- 3 . . 8 未學 宝、脱字したものか傍らに書いて補入している。
- 4 . . 9 國家 この上の空格、東・施にはなし。
- 5 . 大師 この上の空格、三本同。
- 6 . . 10 径 東・施は「怪」を作るが、宝「径」がより正しい。
- 7 . 郷 東の本文は「擲」で、傍らに「郷」と注するが、傍注は後筆かと思われる。

## 51 『御請來目録』の書誌学的研究—三写本の関係一（甲田）

- 膏 宝に下の月を肉に作るのは異体字で、東は「膏」、施は一部破損しているが「膏」であるらしい。  
 9 玄宗 この上の空格、東・宝同。  
 10 已還 東「已還」は誤写。
- 11 眇 東にヘンの耳を身に作るのは俗字。  
 12 佛法 この上の空格、東になし。
- 13 一 宝「二」の上に重書して太く「一」と訂正する。この訂正は墨色本文よりやや薄いが、書写時のもののように見える。東は「一」。
- 14 聖境 この上の空格、宝・東同。
- 15 聖力 この上の空格、宝・東同。
- 16 皇帝 この上の空格、宝・東同。
- 17 以陛下 この一行の二ヵ所にこの語があるが、前(17)は宝・東共「陛」の上に空格なし、後(18)は宝に空格あり、東になし。  
 18 過 東「遇」の傍らに「過」と訂正するが、これも<sup>7</sup>「塙」と同筆で、後筆かと思われる。
- 19 關 東「闕」、闕は異体字で、以下のこの字、宝では一ヵ所を除いて闕の字を用い、東では闕の字を用いている。尤も、弘法大師自身は『忽波帖』の中で闕を使用している。
- 20 且 東・施「且」を作るも、宝の「且」が正しい。
- 21 威嚴 この上の空格、三本同。
- 威 宝「成」と書き誤ったものか、一部磨り消してその上に重書する。
- 誠恐誠惶 東「誠惶誠恐」、因みに『性靈集』『高野雜筆集』所収の上表文には皆「誠惶誠恐」とあって、宝の如く作る例はない。  
 千手千眼 東「千手眼」は後の「千」を脱したものであろう。
- 金 宝は一部磨り消して重書。

27 27  
虚 東は某字の上に重書訂正。  
28 28  
利 東「梨」、「軍吒利」は梵語(Kundali)の音写であるので、何れが正しいとは云えないが、貞元録一五は「利」に作る(大正  
五五・八八〇上)。

29 29  
虚 宝・東共異体字の「虚」。  
30 30  
藥叉 東「樂叉」は誤写。

31 31  
德 東の左のヘン、重書か。

32 32  
盧 東・宝共同字。東は以下皆この字を用いるが、宝・施は「盧」字をも用いる。

33 33  
法一 宝、磨消して重書。

34 34  
盧 同32。

35 35  
略 宝「毗」と書き、右のツクリ磨消の上に訂正。

36 36  
蜜 東「密」、音写であるが、慣用としては「蜜」が正しい。

37 37  
略 東「毗」と書き、右のツクリに重書して訂正。

38 38  
已下未載貞元目録 宝はこの一行磨り消しているように見えるが、明らかな意図をもつて磨り消したものとは思われない。

39 39  
注 東「住」は誤写。

40 40  
毗 東「略」と書きかけて右のツクリを比に訂正。

41 41  
盧 同32。

42 42  
金剛頂瑜伽毗盧遮那三摩地法一卷 この一行、東は金剛智訳經の中に入れる(68)。

43 43  
盧 同32。

44 44  
一百一十八部一百五十卷 東本では42の一行がないため「一百一十七部一百四十九卷」と改めている。

45 45  
辨 東「辨」、以下東本は殆ど「辨」の字を用いている。

46 46  
辨 東「辨」、以下東本は殆ど「辨」の字を用いている。

47 47  
辨 東「辨」、以下東本は殆ど「辨」の字を用いている。

48 48  
辨 東「辨」、以下東本は殆ど「辨」の字を用いている。

49 49  
辨 東「辨」、以下東本は殆ど「辨」の字を用いている。

50 50  
辨 東「辨」、以下東本は殆ど「辨」の字を用いている。

51 51  
辨 東「辨」、以下東本は殆ど「辨」の字を用いている。

52 52  
辨 東「辨」、以下東本は殆ど「辨」の字を用いている。

53 『御請來目録』の書誌学的研究—三写本の関係一（甲田）

- 46・83・1 法界一味 以下八四頁一行目まで施本にある。
- 47・ 鎌 施 「鎌」はなべ。かまの意で誤り。鎌はくつわ。くつばみの意味。
- 48・82 柄 三本共に「柄」（ねもとの意味）の異体字を作る。全集本の柄（ゴ・コ）はこまよけで意味をなさない。翻字の際の誤読である。
- 49・ 龍 宝、ヘンの下部の月、磨り消しの上に訂正。
- 50・ 龍猛菩薩龍猛菩薩 施は初め四字の字間に朱書で「々々々々」のくりかえし記号がある。
- 51・ 一人 この上の空格、三本同。
- 52・ 初受金剛智三藏……龍智阿闍梨 施、この十七字傍書加筆。併し施本の元の如く加筆のないままであると「唯有我祖大広智阿闍梨所括囊十八会瑜伽」となって「所」の一字が衍字の如く感ぜられるので、この施本の書写時に初めて加筆修正されたものとは思われない。
- 53・ 括 施 「括」。
- 54・ 密 施、某字の上に重書。
- 55・ 玄宗 この上の空格、三本同。
- 56・ 肇宗 この上の空格、東なし。
- 57・ 代宗 この上の空格、東なし。
- 58・ 相續 施、この上に空格あるも、これは不用と思われる。
- 59・ 則 施なし。
- 60・ 受灌頂 施、「受」の下に「觀」字あつて見セケチにする。
- 61・ 密藏 施、二字傍書補入、宝「藏」字のみ傍書補入。
- 62・10 又夫顯教 施、以下改行。
- 63・ 辨 東・施 「辨」。

- |    |      |  |
|----|------|--|
| 64 | ・ 3  | 蜜 東「密」と書いて下の山を重書訂正。  |
| 65 | ・ 4  | 國 東、いの下に「家」字あつて見セケチにする。  |
| 66 | ・ 8  | 堤 東「提」、いれも音写であるので何れが正しとむは難いが、十地經等策子(下)には「勿堤提犀魚」と訳号がある。貞元錄一七(大五五、八九六中)には「勿提提犀魚」を作り、「唐には蓮花精進と言う」と注するが、原語が明らかでない。 |
| 67 | ・ 85 | 盧 同32。   |
| 68 | ・ 6  | 金剛頂瑜伽中……一部四卷 東本はこの次に先の金剛頂瑜伽毗盧遮那三摩地法一卷が入る。  |
| 69 | ・ 8  | 二部五卷 東「三部六卷」。  |
| 70 | ・ 9  | 佛心經三卷 宝、三字下げに書き誤り、五字磨り消した上に二字下げで書き直す。  |
| 71 | ・ 10 | 第六卷 第廿卷 東は下の「卷」字がない。東本は写真で見た印象では字配りが不自然で、初め「第六 第廿」と書いた後で「第六」の下に「卷」を書き入れたもののようにも見える。今は一応東本の脱字とする。               |
| 72 | ・ 10 | 闢 東「闢」。  |
| 73 | ・ 11 | 二部三卷 宝・東共これに作るが、二部四卷の誤りであろう。   |
| 74 | ・ 86 | 阿真爾耶 三十帖策子第二九帖・貞元錄一三(大五五、八六七中)には「阿爾真那」とある。梵語 Manicinta の音写と言われ、寶思惟と訳される。                                       |
| 75 | ・ 5  | 吠 宝・東共「吠(ベツ)」を作る。本来「吠(ベイ)」とは別字で、音写(Vaśavata)からすれば吠が正しいが、いりでは吠の異体字として用いたものかも知れない。                               |
| 76 | ・ 8  | 唵 宝、磨消重書。  |
| 77 | ・ 9  | 慢 東、傍書補入。  |
| 78 | ・    | 文殊滅姪欲我慢陥羅尼一卷 東本はこの一行を三行後の金剛部元帥大將阿吒婆俱經三卷の次に出す。右二十四部…… 東本はこの注文を余の巻数等を記す如く下げて書いている。                               |



- 117 . 102 101 100  
 . 94 1 關 宝「闕」、但しここは補写部分。宝嚴寺本をほぼ忠実に臨摸した本の転写である東寺觀智院藏延慶四年（一一一）写本には「闕」を作っている。東本はこれのみ「闕」を用いており、宝本の補写を信用するならば、両本の用字が逆になる唯一の例。  
 . 4 蘆 宝・東共同。
- 六 宝・東共にはじめ「三」と書いて「六」に重書訂正する。
- 116 115 114 113 112 111 110 109 108 107 106 105 104 103  
 . 98 97 11 10 96 95 1 金 東「會」かの字に重書訂正。  
 . 5 6 藤 施・東は異体字の「藤」、宝もまた異体字で、藤の最後の水がふになつていてる。  
 . 8 軋 三本共「軋」、全集本の「軋」は諸橋大漢和には見えない。「軋」は天治本『新撰字鏡』（二四八頁、臨川書店刊）には車輪を止める木の意味で、諸橋大漢和では「軋」（ニン・ジン）の字に当る。因みに、全集本のルビの如くに、この字は鎌倉時代から「ナガエ」と訓まれているが、これは車を意味する「軋」（セン・シン）と混同したものらしい。
- 117 . 赴 施・東「起」は誤り。  
 归依者也 宝本はこの次に次行の「健陀穀子袈裟」と書き続けてしまい、磨り消している。
- 空氣 施「某甲」、施本は以下全集一〇一頁六行迄の全文が現存する。東本は以下を行頭より書き出している。
- 本朝 この上の空格、施になし。

133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	123	122	121	120	119	
•	•	•	•	•	•	•	99	•	•	•	•	•	•	•	
•	6	5	4	3	1	12	10	11	11	10	9	9	9	9	
阿闍梨	宝・東共	この上空格、施は以下改行。	曼施「悲」かの字に重書訂正。	入灌頂	宝、この下に「速辨香花入灌頂」の七字重複の見セケチあり	辯	三本同。	大廣智	この上の空格、三本同。	尚施、初め「上」、傍らに「尚」と訂正。	徳施、初め「僧」、傍らに「徳」と訂正。	興施、「徳」と書いて重書訂正。	尚施、初め「上」、傍らに「尚」と訂正。	子施・東「乃」は誤り。	
不可思議不可思議	宝・東は「不可思議」に作る。	阿闍梨	宝・東「盧」。	曼施「悲」かの字に重書訂正。	入灌頂	宝、この下に「速辨香花入灌頂」の七字重複の見セケチあり	辯	三本同。	大廣智	この上の空格、三本同。	尚施、初め「上」、傍らに「尚」と訂正。	徳施、初め「僧」、傍らに「徳」と訂正。	興施、「徳」と書いて重書訂正。	尚施、初め「上」、傍らに「尚」と訂正。	子施・東「乃」は誤り。

118 空氣 施は某字二字に重書して「ム甲」と作る。写真では判然としないが、上は「子」の丁を書きかけて重書したものか。下の字は不明。

119 子施・東「乃」は誤り。118では初め「唯子然」と書くつもりであったのが、自分の名を入れた方が文意がはつきりするとして、二字目を半ば書いた上に訂正したものかも知れない。或いは「子然」が施以前の草案で既に誤って「乃然」と記していたものであるとすれば、施の書写段階で誤りに気付き、一旦「唯子然」と書き改めようとしたところ、「唯」の次に名を入れた方がよからうと訂正したために、次の「乃然」の誤りがそのまま残ったとも考えられる。

七月上旬……施、以下改行。

廬東のみ「廬」。

和尚 宝・東共この上空格、施は以下改行。

施「齊」、齋と齊も互用されるが、食物

齋施（齊）、齋と齊も互用されるが、食物等を供養する「齋会」という場合には齋が正しい。

新編  
司 37

金剛頂瑜伽……  
施は以下改行。従来指摘されることがなハが、以下二十三字は全集本二行前「八月上旬」の前に入れられるべき

文章である。

梵讚 東「梵」の字を傍書補入。

和尚 室。東共この止空格、施は

生東、傍書補入。

又喚供奉施、この上空格あり。

趙異 宝はやや薄い墨で「楊忠信

施には訂正等はない。東の意では趙員を楊忠言と訂正するものであるが、宝では加筆補入であるのか旁書訂正の意である。

これも本文と同筆。施には訂正等はない。東の意では趙異を揚忠信と訂正するものであるが、宝では加筆補入であるのか傍書訂正の意であるのか明らかでない。

第東「弟」は誤写。

鬢東・施「鬢」。

三藏三藏 宝。東「三々藏々」。

努力努力 三本共「努力」、前の133、148もこれも表記法の違いで、誤りという類のことではない。

自餘弟子 施、この上空格あり。改行の名残りか。

151	・	瀆	施「續」、東「續」と書いて糸ヘンを磨り消す。文字としては瀆が正しい。
152	・	瀆	施「續」、東本のみこの上に空格がある。
153	・	瀆	施「勤」、宝・東の「懃」がより適當。
154	・	去年	施、以下改行。
155	・	廬	東のみ「廬」。
156	・	密	東は「完」字の終画の上に点を一つ加えた字、宛の異体字として用いたものでなければ誤写、今は一応誤写と見たい。
157	・	密	東「蜜」、前36に同じく、何れかと云えば東が正しい。
158	・	密	東「蜜」、前36に同じく、何れかと云えば東が正しい。
159	・	密	東「蜜」、前36に同じく、何れかと云えば東が正しい。
160	・	密	東「蜜」、前36に同じく、何れかと云えば東が正しい。
161	・	密	東「蜜」、前36に同じく、何れかと云えば東が正しい。
162	・	密	東「蜜」、前36に同じく、何れかと云えば東が正しい。
163	・	密	東「蜜」、前36に同じく、何れかと云えば東が正しい。
164	・	密	東「蜜」、前36に同じく、何れかと云えば東が正しい。
165	・	代宗	宝・東共この上空格。
10	・	代宗	宝・東共この上空格。
	5	而	東になし。
	12	苦	東、傍書き補入。
	12	東	、傍書き補入。
	10	東	、「海」と書いて重書き訂正。
		(以上の校異の中には便宜上、筆者の造語を用いているが、次項の「表5」参照のこと)	

## (2) 校異等の結果

前項の校異等によつて得られたいくつかの結果をまとめてみよう。

## (a) 全体の相違点

先づ本文全体の文字等の同異とその正否を判定したものが次の「表1」である。(1)は宝厳寺本と東寺本とのみ本文が存し、施福寺本に欠く部分、(2)は三本が共通する部分で、①②等の次の数字は合計数、( )内はその内訳で、該当するか否か疑問を残すものは「?」を付している。空格(闕字)の有無や異体字の使用については必ずしも何れが正しいとも決定できないものがあるので、これらは一括して正否未定とした。数字は何れも前項の通番号である。なお、後筆の訂正などはこの中に含まず、經典の順序の変更や144の「趙興」と「楊忠信」の訂正か補入かの判断など、今後に問題を残しているものもここには含まない。

〔表1〕

## (1) 宝嚴寺本と東寺本と相違する場合 (a) 計三十二

①宝が正しいもの	十三 (7、 10、 19、 25、 30、 36、 39、 45、 66、 71、 85、 110、 162)
②東が正しいもの	五 (24、 90、 99、 108、 158)
③正否未定	十四 (2、 11、 12、 18、 20、 28、 45、 72、 80、 81、 83、 95、 96、 102)
字十一である。	未定の内訳は、空格に関するもの三、異体

## (2) 三本が共通する部分

## (b) 宝と東が等しく、施が相違するもの 計十五

①宝・東が正しいもの	七 (47、 53、 58、 59、 137、 139、 153)
②施が正しいもの	○
③正否未定	八 (113、 117、 118、 127、 133、 144?、 148、 150?)
(c) 宝と施が等しく、東が相違するもの	内訳は、施本の「某甲」二、異体字一、空格三、反復の表記法二。
①宝・施が正しいもの	二 (146、 156)
②東が正しいもの	○

③正否未定 五 (56、57、135、152、155) 内訳は空格三、異体字二。

(d) 宝が相違し、東と施が等しいもの 計十一

①宝が正しいもの 六 (6、21、115、119、147、151)

②東・施が正しいもの ○

③正否未定 五 (4、8、63、114、131) 内訳は空格一、異体字四。

(e) 三本共に相違するもの ○

以上によれば、宝本は東本に比較すれば誤りが少ないと云えるし、施本独り正しい箇所はなく、(e)―①の二例は恐らくは東本の誤写であるから、全文でないとは云え、やはり施本は草稿以上のものではないことが判る。これに対して、東本は(b)(c)(d)の何れもが数の上で大差ないことから、ここに見る結果からは宝本と施本の中間に位置すると考えられる。

#### b) 三本の正確度

「表1」を整理すると次の「表2」を得る。a b c 等の次は指摘箇所の合計数、b以下は二本重複するので横列の合計は実数と同じでない。因みに、全体の合計数に対して各本の正確度を表わすところのようないふた数字になる。( )内は未定のものを除いた数値である。

〔表2〕

				a (32)	b (15)	c (7)	d (11)	e (0)	計 (65)	正 確 度 (%)
		宝								
		東		13	7	2	6	0		
14	1		5							
	8	0		7						
	5	2		0	2					
	5	0		0	6					
	0	0		0	0					
	32	2			12		28	43	84	84 • 8
				3	1		18 • 5	(36 • 4)		

さらに、これを逆に整理して、他のテキストに比べて字句の誤る箇所の数値を示してみよう。

〔表2'〕

		a (18)	b (7)	c (2)	d (6)	e (0)	計(33)	不正確度(%)
宝	東	5	0	0	0	0	5	15・1
施	一	13	0	2	6	0	21	63・6
	7							
	0							
	6							
	0							
	12							
	(b) e、 80・4)							

これらによつても、施本は暫くおくとして、東寺本がいかに精度の低い写本であるか窺うに足るし、テキストとしては宝嚴寺本の方が優秀であることが判る。

### c) 空格（闕字）

次に「表1、2」で正否未定とした空格の箇所について調べてみよう。ここに云う空格とは正式には闕字というが、写本の本文について説明する時は、破損のため字を欠く場合や、脱字のある場合を指すものと紛わしいので、本稿では特に空格（本来は校正用語で、字間にアキのあることをいう）の語を採用することにしたい。

〔表3〕

①三本共通		七 (5、 22、 51、 55、 120、 124、 125)
②宝・東共通（施欠落部分）	六 (1、 9、 14、 15、 16、 163)	
③宝・東共通（施現存部分）	三 (117、 136、 142)	
④宝・施共通、東なし	二 (56、 57)	
⑤東・施共通、宝なし	○	
⑥宝のみあり	四 (2、 4、 12、 18)	
⑦東のみあり	一 (158)	

⑧施のみあり

三  
58  
144  
?  
150  
?)

計 宝二十二力所、東十七力所、施十二力所

136、142、144、150の四箇所は草稿における改行の名残りであるかも知れないが、この表からは、施本より東本へ、東本より施本へ移り行く毎に、次第に空格が増加して整備されていることが判る。東本にのみ見える152「奉國家」は空格あつて然るべき所であるが、施本にもこれを欠くから、ここは伝教大師が他に準じて空格としたものか、宝本で誤ったものであろう。施本にのみある三カ所の内、145・150を改行の代わりと見れば58は明らかに不要である。宝本でも東本でも当然あるべき所に空格を設けない例が見られるが、三本を比較して云うならば、やはり宝本が最良といふことができる。

d)  
字体

卷之三

同じく正否未定とした異体字の使用について、特に何カ所か用例がある。「盧」

梵字經疏等

辨 闕													
129	127	100	69	95	63	45	102	80	72	20	155	135	131
辨	辨	辯	辯	辯	辯	辯	辯	闕	闢	闢	闢	廬	廬
辨	辨	辨	辨	辨	辨	辨	辨	闢	闢	闢	闢	廬	廬
辨	辨					辨						廬	廬
<hr/>													
(大辯正)												(大闢正)	阿闍梨付囑物、說文

阿闍梨付囑物、說文

初めの「盧」字は「毗盧遮那」の用例であるが、宝本・施本には「盧」の字体を混用している。本来この語は Vairocana の音写で、「盧」の字を用いることは三十帖策子にも例があるから何が誤りという問題ではない。宝本は一見乱雑に混用しているが見えるがそうではなく、施本の三例は少ないが、これと関連して考へるならば、同一項目内では統一されていることが判る。このことや施本の現存状況から推測すると、御請來目録は一気に書き上げられたものではなく、一くだり毎に起草されて纏められたものらしい。この用字に関してはむしろ、東本の方が統一されていると云えるかも知れない。併し伝教大師は既に「毗盧遮那」が音写であることを知っていた筈であるし、施本にも「盧」を用いている以上、東本の底本が「盧」字に統一されていたとは言い切れないであろう。

次の「闕」字については既に触れた如く、宝本101の補写を信じるならば東本と逆になる例となるが、弘法大師自身は伝教大師に宛てた『忽披帖』の中で「闕」の字を用いている。『忽披帖』は云わば卒意の書であつて、大師は普段この字を用いたと考へてよいであろう。

次に「辨」字は同義異字として互用されることが多いが、「辨」はわかる、あきらかにする、ただすの意、「辯」も同じような意味を持つが、特に言葉による場合に用い、「辯」はととのえるの意味である。上記七例のうち、初めの五つは『辯頭密二教論』とか「辯才」とかいう時に同じく、何れかと云えば宝本が適当である。後二つは「香花をととのえる」という文であるから当然「辯」が正しい。

以上の三字の用例は一見東本の方が整理されているようであるが、伝教大師による改変であることも考えられ、宝本の方が弘法大師の用字に近く、他の二本より修正されている可能性があると云える。

#### ④) 訂正の仕方

最後に、各本の書きの状態——脱字の補入や訂正の仕方など——について整理したのが次の「表5」である。( )内は合計、「?」を付したものは後筆か又はその疑いのあるもの。但し、これはすべて写真によつたので、実査の上は変更を来たしたものと思う。

〔表5〕

		宝	東	施
①傍書補入	3、 61、 111、 126、 145 (5)	77、 86、 87、 98、 141、 143、 157、 161、 164 (9)	50、 52、 61、 126 (4)	
②傍書訂正	(0)	7? 19? 159? (3)	121、 122 (2)	
③抹消傍訂	(0)	97、 106? 145? (3)	(0)	
④磨消重書	(9)	(0)	(0)	

(5)重書訂正	13、91?、93?、101?	(4)	27、37、40、64、81、84、88、93、101?	54、118、123、130
(6)抹消		(0)	106?、107、109、165	
(7)磨消	38?、82、112	(0)	165	40、64、81、84、88、93、101?
(8)見セケチ	128	(3)	(13)	101?
総計	22	65	151	(4)
		(1)	(1)	(0)
	30		(1)	(0)
		60	(1)	(0)
		11	(1)	(0)

(注) ①～⑤は筆者の便宜上の造語なので、学術的な用語ではない。①傍書補入とは、脱字等を補う場合、入れるべき字間の右側行間に文字を補書するをいい、②傍書訂正とは、訂正すべき本文の文字は改めず、該当字の右側に訂正すべき字を書くもの、③抹消傍訂は本文の誤字を墨で塗りつぶし、傍らに訂正の字を書くもの、④磨消重書とは、誤字を磨り消した上に改めて字を書くもの、⑤重書訂正はある文字を書いて、又は書きかけて、その上から別の文字を重ね書きして訂正するものを云ふ。

総計を見ると、施本の現存部分は全体の三分の一に満たないにも関わらず、合計十一カ所も見られるのは割合としては多い。やはり東本の訂正の多いのが目立つが、これによつても、伝教大師の書写した請来目録は、これだけ訂正があるにも関わらず、前述の如く誤りの多い本であることは写本としての価値を疑いたくなる。尤も、宝本も二十二カ所であるから決して少ないとは云えない。

後筆の疑いのあるものを除くと宝本十八・東本二十三で、訂正箇所の数に限るならば、宝本も東本もそんなに大差ないと云えるであろう。併し、「表5」の各項目について比較するならば、宝本と東本とは全く別の意図をもつて書写されていることが窺われる。脱字の傍書補入は止むを得ないとしても、宝本ではそれ以外の訂正は一度書いた文字を磨り消してその上に書き改めるのが殆どであつて、訂正のあとが紙面に残らない配慮が見られる。文字を重ね書きするものも四カ所見られるが、91、93、101は明らかに書写以後の加筆であり、13も後筆と見るならば、⑤重書訂正は書写時の本文については全くないことになる。これはまるで、宝本が他の眼に触ることを予測したか、又は底本を忠実に転写しよう

としたかのような態度であるし、清書に当つては相当な注意を払つてゐることが推測できよう。これに対して、東本では磨り消しの訂正は151「續」の糸ヘンを消す一カ所のみで、その他は一旦ある字を書いて、又は書きかけて、その上から重ね書きして訂正するものが殆どである。これは東本が、密教受法に臨んだ伝教大師自身の参考資料として手元に置かれた、云わば私的な目的によつて書写されたものという性格に基因するようである。又、十一カ所の重書訂正と九カ所の脱字の補入を見ると、この本はかなりの速度で筆写されたように考えられる。尤も、伝教大師は普段から重ね書きの訂正を用いたらしく、例えば後世の証文とすべき『竭磨金剛目録』にもこれが見られる。弘法大師にしても三十帖策子に見える如く、それは同じことであるが、ここでは特に、宝本に概ねこれが用いられていない(但し13一カ所のみ)ことに注目せねばならない。

このようにして、五つの表によつて得られた結果をまとめるならば、次の六点が指摘される。

- ①施本は現存の情況・誤字・訂正の仕方等から、草稿以上のものではない。
  - ②東本は訂正箇所の多きにも関らず、なお誤字・誤写があり、写本としては精度が劣る。
  - ③宝本は東本と同じくらいの訂正箇所を持ちながら、本文の正確度は優れ、完成度も高い。
  - ④三本の位置関係は、草稿の施本と定稿本に近い宝本を両端として、東本はその中間的な存在である。
  - ⑤宝本と東本とでは書写目的が異なる。即ち、宝本は第三者の披覽に供するためか、又は底本を忠実に模写せんとした意志が感じられ、対して東本は、あくまで伝教大師個人の用途のために書写されたものと想像されることである。
  - ⑥以上の五点から、三本間の文字の相違などの多くは、本文の推敲・整理段階の異なりを反映すると判断すべきである。
- この結果からは、定稿本たる進官原本は宝本か又はそれに近いことを予想せしめるが、若しそうであれば東本は一体何であるのか、次にこれらの問題について検討する。

### III 進官原本(定稿本)の検討

#### (1) 宝・東何れが進官原本に近いか

宝本と東本の何れが進官原本(仮称)に近いか、乃至はそのものであるかという問題については二つの立場に分かれている。宝本を弘法大師

自筆とする立場からはこれは原本であること必至であり、この本を直ちに提出原本とする意見(真保龍敏師「弘法大師請來目録の原本について」、印伝研三三(一七一一) や、上室のために書写したが誤りが多いので手控えとして残したもの(飯島太千雄氏『墨美』二九三、同氏はその後『空海大字林』において、真保師の説に賛同された)という説もある。一方、東本を進官原本に近いと考証したものは今のことろ見られないが、宝本を大師自筆と認めず、後世の写本(文化庁監修の毎日新聞社刊『重要文化財』一二には平安中期写として紹介している)とする立場からは、時代的に近似する伝教大師手写本の方が一層大師上進の本に近く思われるという意見(高木伸元博士『弘法大師真蹟集成』所収「御請來目録解題」、外山翠治氏『書道全集』一一、一六一頁)がある。以下、前稿の校異等の成果を踏まえて、それぞれの写本の特性をも考慮し、進官原本について検討してみたい。

宝本と東本を見比べて最初に気付くのは、その体裁の異なりである。両者とも、料紙には薄墨の匡郭(本文を囲むわく)と界線(行間の縦の罫)を引いて本文を書写しているが、宝本は更に天の匡郭線の下にはぼ等間隔に三本の横罫を引き、本文中の内容によつて書き出す位置を変えている。弘法大師全集本はこれを忠実に再現しているが、因みに、ここで『御請來目録』と呼ばれる典籍の構成を説明する必要があろう。御請來目録は大同二年十月二十二日に進上された請來品類の目録とこれを提出する際に添えた上表文とを一巻に調えたものである。初めに上表文があるが、目録は大略して六種の品目に分類され、その一類毎に經典や仏像等の意義・機能を記した説文がある。その配列は次のようになつてゐる。

○上新請來經等目録表

○(目録標題)

(都合六種の総数)

一、(1) 新訳經 不空訳經 計百十八部百五十卷

(説文) 「法界一味……」

(2) 新訳經 般若・他訳經

(3) 旧訳經 (2)(3) 合計二十四部九十七卷

二、梵字 計四十二部四十四卷

（説文）「釈教者也……」

三、論疏章等 計三十二部百七十卷

（説文）「合理者也……」

四、仏像等 計十鋪

（説文）「法本無言……」

五、道具 計九種十八事

（説文）「智之無辺……」

六、阿闍梨付嘱物 十三種（他一種）

（1）金剛智三藏より伝来のもの 八種

（説文）「右八種物等……」

（2）惠果阿闍梨より所付のもの 五種

（説文）「右五種亦是……」

（3）般若三藏よりの梵夾三口（員數外）

（説文）「右般若三藏……」

（総括説文）「夫釈経浩汗……」・結願

宝本と東本とでは經典の順序に三カ所（前出、42—68・78・89）の入れ替えがある他は、内容自体も構成も相違はない。これを書き列ねるに当つて、東本では目録標題の次の総数を記す処が二格（二字分）程、その後の目録の途中に「右何部何巻」等の集計を出す処が二・三格程下げている他は、すべて各行の頭より書き出している。これに対し、宝本では三本の横罫を用いて整然と書き分けている。即ち、六種の総数とそれ以下一～六の各項目の標題は低一格（一字下げ）、經典等の題名・品名等は低二格、「右何部何巻」等は低三格、各段毎に付く釈文は空格なく各

行の行頭から、六阿闍梨付囑物の三種にもそれぞれ伝来を明す解説が付くが、これも低三格に書いている。因みに、この阿闍梨付囑物のうち「空海去延暦廿三年」に始まる（2）の五種の伝来文を、「青龍阿闍梨所付也」に続けて低三格で記すのは誤写とする説（飯島氏『墨美』二九三）もあるが、今になつているのが正しい。この一文は長文であるが、前後の（1）と（3）に対応するものだからである。このように宝本では一一（3）の旧訳経の合計を記す「右二十四部九十七卷」等の一文のみ低格なしで書き出しているのが不適当かと見られる他は、披覧する者に見分け易く読み易い工夫のなされている点が東本とは全く異なる。

次に本文を読み比べて目に付くのは、闕字（空格）の使用箇所に異なりが見られることがある。闕字は平出と共に「公式令」に定められたもので、文中に尊敬すべき語句の出る時に、改行してその語を行頭にあらしむべく書くのを平出、その語の前何字分かを空格にするのを闕字といふ。公式令には平出十五、闕字十七を規定している（『令義解』、国史大系本二五〇頁）。この二つを合して平闕というが、請來録の闕字は既に令の規定通りには記されていない。のみならず、闕字の規定にある大社・陵号に準じたものか、和尚とか阿闍梨という語にも闕字を用いている。請來録三本の闕字箇所とその数は「表3」において示したので今は省略するが、その結果によれば宝本に最も使用箇所が多く、比較的整理されていることが判つた。

又、施本を参照して宝・東両本の用字について、「盧」「闕」「辨」の三字の例を検べてみると（「表4」）、一見東本の方が整理・統一されているよう見えるが、実は宝本の方が弘法大師の用字に近いことが推測された。

このように、書写上の体裁の不同、闕字（空格）・用字例の二点と、前稿の校異などによって得た結果を纏めてみると、

- ① 宝本の方がテキストとしての完成度が高く、よく整理された跡が窺われる。
- ② 総合的に見て、東本は草稿（施本を含む）の整理段階のテキストが底本と思われ、この本は宝本又はその底本完成以後に成立したものではない（但し書写年代を云うものではない）。

の結論が導かれる。よつて筆者は進官原本に近いものは宝本であると推定する。宝本を後世の写本とする立場からは、宝本と東本の書写体裁の異なり等は書写人が改めたものという反論もあり得るが、一旦出来上がったテキストを、前述の如き細部にわたつてまで第三者が改竄する理由はないからである。

## (2) 宝本は進官原本か否か

以前の校異等の結果によれば、宝本と東本は書写目的が異なり、宝本は第三者の目に触ることを予想するかの如き書写態度であると推測された。このことから、宝本が弘法大師自筆の進官原本であるという結論をも導き得る。また、宝本に見られる後筆の訂正と加筆、即ち上表文中の「一百余部」を「二百余部」と誤写し、太く「一」と重ね書きする所、及び「楊忠信」の薄墨の加筆は、清書後の本文に加筆し得る者としては筆者本人を想定せざるを得ないであろう。また真保龍敞師によって主張された、梵字印の押捺法が正式なものであるから、宝本が提出された原本に相違ないという説は、その後飯島太千雄氏も賛同の意見を示された(『空海大字林』解説)。一方、これを御自筆と見做さない立場からは、目録部分にある三カ所の順序の不同、特に「金剛頂瑜伽毗盧遮那三摩地法」卷の記載場所については東本がより正しく、故に宝本の自筆を疑う文献上の根拠ともなっている。このような内容以外の判断材料としては、従来論じられたような書体・筆法上の見解となるが、これは何分にも主観的な視点に頼る嫌いがある。

宝本を熟覧して始終気に懸るのは、これも主観的な判断ではあるが、一字一字は丁寧に書かれているにも関わらず、一行毎の字の中心線が縦に揃っていないことである。のみならず、罫間の中央から書き出しながら、殆どの行が下へ書き進むにつれて右の罫線の方に片寄つている。字が大小不揃いのはかえつて編著者の筆であることを推定する要素ともなるが、下の方へ書写するにつれて文字や字間が小さくなったり、下の匡郭の線との間に一字分の空間がないにも関わらず、特に字を小さくして入れたり、字の半分程を匡郭よりも下にはみ出したりしている如きは、むしろ元の本があつて字数を合わせようとする意図のようにさえ思える。尤も、行の下方で字が小さくなつたり右方へ寄つていく特徴は『風信帖』や三十帖策子などに見られ、又伝教大師の『久隔帖』にも認められるが、これらの書は罫が引かれていないことや、書写の目的が異なることにも注意する必要がある。

次に「一」の重書訂正と「楊忠信」の加筆について、後者に関しては本文と同一人の筆になるものであること疑いない。「忠」の字は本文中を見るものと全く同筆と認められ、然も墨色が異なる。「楊忠信」の傍書(東本では「楊忠信」を作る)は東本にも存するから、この矛盾を説明するためには本文と加筆の筆者が弘法大師であることが最も妥当と云えるかも知れない。併し、写真で見た印象では、「楊」は初めの木ヘンの第一画のみ濃墨で書きかけて、その後薄墨に改めているように見える。このことは、「楊忠信」の三字が今の本の底本に異なる墨色で書かれ

ていたために、これを忠実に模写せんとした作為のよう受け取れる。「一」については東本に「一」としている以上、宝本清書時に「二」と改める理由がないので、書写時の誤りを訂正したと考えることも出来る。

次に梵字印の押捺法については、弘法大師が平素この印を用いていたか、又は或る時期に用いたことがあるという確証が得られない限り証拠とはならない。この印を押す典籍には三十帖策子と勸修寺蔵『仁王般若經疏（良賀疏）』三帖があるが、この他唐招提寺長老森本孝順師が同寺御影堂に奉納された、弘仁九年（八一八）写『大般若經』卷第二六二にもこれに似た印が見られる（『唐招提寺古經選』九三頁参照）。昭和五十六年六月に高野山大学密教文化研究所聖教調査の折、筆者も隨身してこの写經を拝見したが、この一巻に押された印影は、宝嚴寺本に見える印とは構成・梵字が等しく、然も印自体は別物である。その形状から見れば同一人が同一場所において用いられていたことに相違ない（但し、左上の梵字が宝嚴寺本の *shib* に対して *shib* になっている）。その調査の時、『唐招提寺古經選』刊行後に入手したものとして森本長老から別の写經に押された梵字印を見せていただいた（押印の箇所のみ拝見したので、何の經典であったか失念）が、大般若經に押されたものとは異なっていた。三十帖策子や仁王經疏などの捺印も、果してすべて同一印と云えるかどうか、実物の対照によって今後糺明されるべき問題である。弘仁九年の大般若經の押印方法は、巻首に一、巻首の第一紙と標紙の継目に一、紙の継目に各一、本文終りに一、尾題から奥書にかけて三で、合計二十二箇所ある。巻尾（広義）の押印法を見ると（『唐招提寺古經選』図版参照）、真保師の説に類して書写時に公式に押されたかのように思える様相であるが、これが写經所で写され装訂されたものでは奥書より明らかであるから、この時期官立の写經所で使用されていた印章である可能性もあり得る。三十帖策子も請來目録と共に大師帰朝後一旦朝廷に進上された事実（後述）を考え合わせれば、これらの押印は朝廷でなされたものと云えるかも知れない。とすれば宝本は大師の進上した原本かその写しという理屈になるが、併しこれはその当時写經所や官庁で梵字の印が使用されたとは考えられないという一点によつて否定され得るであろう。御請來目録は謂わば公文書であるが、勸修寺蔵『仁王經疏』にもこの印が見られるについて、朝廷へ進上するに当つて公的な要素を具備せしめるために押捺されたとする真保師の説（「弘法大師御請來の勸修寺所蔵仁王經良賀疏について」、密教学研究一）は根拠が乏しい。もしさうであれば三十帖策子などもつと多量に押印されている筈であろうし、当時の公的な印章の用法からしても、經典類にこれを押す理由が考え難いからである。梵字印という形態を考えてもこれは私的なものであろうし、今の大般若經の例のように、明らかに当事者でない第三者が押印する場合もあり、宝本がそうではないという断定はできない。

(甲田)

次に今一つ、請來目録本文中ただ一ヵ所にのみ出づる「藤原朝臣」の「藤」字の異体(114)が気に懸る。施・東両本に見える「藤」の字体は、正倉院文書によれば奈良時代には広く用いられた字体であつて、光明皇后御自筆と伝える『樂毅論』の署名「藤三娘」もこの字を書いている。施本に「藤」を用いるにも関わらず、宝本の清書に当つてこれを改める理由が別に存在するものか、筆者には甚だ疑問に思えるのである。

以上のように、

①書写状態が不自然であること

②宝本に底本があつて、それを忠実に模さんとする形跡の見られること

③梵字印が弘法大師の押捺したものであるという確証を得ないこと

の三点の理由から、筆者は宝本を弘法大師自筆本と考えるのに躊躇するものである。恐らくは進官原本を元にして、それが弘法大師自筆であることを充分承知した人の手によつて模写されたものと推測しておきたい。

### (3) 進官原本における問題点

宝本が進官原本に極めて近い本であり、そのテキストとしての成立には、東本・施本との対比から、相当綿密に整理・修訂されたものであることを考証した。併し、実際に上呈された原本が全く完成されたものであつたかについては疑問が残る。

宝本の空格(闕字)の使用箇所は東・施本より多く、更に整理されたものであることを先に示したが、宝本の闕字法は元より公式令に忠実で

はないし、同一語句でもある所に用いて余所に用いざる例がある。

- 一、頼 国家(4) 「奉國家」(15)には空格なし、施本にもなく、東本にのみあり、(4)も施・東になく宝本において加えられたもの。
- 二、一人(51) 上表文「一人三公」(全集七〇頁二行目)、説文(法界一味)の「一人百寮」(全集八三頁九行目)には空格なし。
- 三、以 隆下(18) この対句に当る上の(17)には空格なし、東本には共にない。
- 四、大興善寺 大広智三藏(124) 余所には全く空格なし。
- 五、和尚(136)(142) 同文中の「和尚告曰」(一〇〇頁五行目)、「和尚宛然告曰」(一〇一頁四行目)にはなし。尤も136、142は施本では改

行され、平出式のような書き方であるが、恐らくこれは平出のような意図で改行されたものではあるまい。

要するに、御請來目録における空格は、東本から宝本へと移行するにつれ増加されていることは以前に示した通りであるが、定稿本とも称すべき宝本においても前後一貫していないのである。

宝・東両本の「金剛頂瑜伽毗盧遮那三摩地法一巻」の記載場所が同じでなく(42、68)、これが宝本を疑う一因ともなっているが、次にこれについて検討してみよう。この経は三十帖策子第二一帖に収められ、「金剛頂經瑜伽修習毗盧遮那三摩地法」と経題があり、訳者名は「南天竺國三藏金剛智訳」とある。また貞元錄一四には金剛智三藏開元一九年(七三一)以後の訳出として、この経の他四部四巻を挙げている(大正五五、八七六中)。宝本がこれを不空訳經「未載貞元目録」という中に記しているのは誤りで、東本が金剛智訳經に入れるのは確かに正しい。東本ではその結果、不空訳經を計百十七部百四十九巻と減じ、金剛智訳經を三部六巻と改めるのも当然である。併し、前後の記載を検べると、実は数字を改めたのは東本であることが判明する。(何部何巻はテキスト記載の数字)

## 宝

## 東

①新訳經等(総数)	一四二部	二四七巻	一四二部	二四七巻
②不空訳經	一一八部	一五〇巻	一一七部	一四九巻
③その他新旧訳經	二四部	九七巻	二四部	九七巻
(④金剛智訳經	二部	五巻	三部	六巻)

東本では②③の合計百四十一部二百四十六巻となり、巻頭にある総数に合わない。金剛頂瑜伽三摩地法を不空訳經から金剛智訳經に移し、数字を改めているが、不空以外の新訳經と旧訳經の総計である③を二十五部九十八巻としている所は、東本が②④のみ数字を改め、③を見落としたとしか考えられない。このように、東本は記載が正しいにも関わらず、これを動かした可能性が強い。御請來目録定稿本の記述としては、宝本の誤っている方が正しいと云わねばならない。尤も、請來録で誤っているのはこの経のみではなく、この前に登載された「金剛峯樓閣一切瑜伽瑜祇經一巻」も、貞元錄には見られないが、三十帖策子第五帖では明らかに「南天竺國三藏金剛智訳」と訳号があるものである。

目録部分の誤りは他もある。旧訳經の菩提留支三藏訳經二部四巻を「二部三巻」と記している。これは宝本も東本もこう書いているので、

弘法大師自身において既に誤っていたものらしい。菩提留支訳の「不空羈索真言經一卷第六卷 第廿卷」とある内、第二〇卷は第三〇卷の誤りではないかという説（高木説元博士「弘法大師請來の經疏をめぐる一、二の問題」、「弘法大師研究」所収）があり、筆者は東本の書写状態がやや不自然なところ（71）から、東本の底本には初め「第六」とのみあって二部三卷とし、「第廿」は追筆されていたものかとも考えたが、総数の二十四部九十七卷は菩提留支訳經を二部四卷と改めて初めて初めて数が合うので、明らかに「二部三卷」は記載の誤りであることが判る。また、三十帖策子を調べて、訳者名の勿堤堤犀魚を勿堤犀魚（東本は勿提犀魚）、阿爾真那を阿真爾耶と誤記していることは前に示した。

以前の校異140で指摘したが、付法の經縛を明かす文にも混乱が見られる。その箇所を全集本より引用すると（「は施本の改行を示す」）、

六月上旬入学法灌頂壇。是日臨大悲胎藏大曼陀羅依法拋花、偶然着中台毗盧遮那如來身上 「阿闍梨讀曰、不可思議不可思議、再三讀歎。  
即沐五部灌頂受三密加持。從此以後受胎藏之梵字儀軌、學諸尊瑜伽觀智。「七月上旬更臨金剛界大曼荼羅、重受五部灌頂。亦拋得毗盧遮那和尚驚歎如前。八月上旬亦受伝法阿闍梨位之灌頂。是日設五百僧齋普供四衆。青龍大興善寺等供奉大德等、並臨齋筵悉皆隨喜。「金剛頂瑜伽五部真言密契相続而受、梵字梵讀間以學之。

この文意のままによれば、六月に胎藏の灌頂を受けて胎藏の梵字儀軌と諸尊の瑜伽を学び、七月に金剛界の灌頂を受け、八月には伝法阿闍梨位の灌頂を受けて、その後金剛界法や梵字梵讀を学んだように受け取られる。「金剛頂瑜伽五部真言」等の二十三字は順序からして「八月上旬」の前にに入るべき文であろう。六月の条の「從此以後受胎藏之梵字儀軌」等に対応するものだからである。阿闍梨位灌頂の後に初めて金剛界を受学とは考えられない。因みに、後の入唐僧の記録で、両部共に青龍寺法全阿闍梨より相伝した円珍の『青龍寺求法目録』（大正五五、一〇九五下以下）によれば一層明瞭である。この目録は原本が園城寺に現存し、大中九年（八五五）十一月十五日に後の憑拠とするために師法全の証明を請うたもので、同二十一日付の法全自筆追記によれば、円珍は同年七月十五日大悲胎藏の灌頂を得て後胎藏大教を受学、十月三日金剛界の灌頂に入つて金剛界・蘇悉地・諸尊瑜伽一百余本を受学し、十一月五日に大阿闍梨位の灌頂を受けた。円珍が十月六日から金剛界法を受けたことは『金剛界私記』（智全下、九七六下）に明らかで、当然弘法大師も七月の金剛界灌頂の後に金剛界法を受けたことは疑いあるまい。請來録の上表文や説文等の文章と目録の部分とは別々に起草されて纏められたことが施本の状態から明らかであるが、今の問題になる辺りは特に改行が多いので、補入や入れ替えが多かったものと思われる。このことからは、これらの文が施本の筆写時において初めて起草されたものではなく、それ

以前の草案に補筆訂正し、一旦書き直したものが施本であることを推測せしめる。今の乱脱はこの時の混乱がそのまま残つたものであろう。

以上の例のように、実際に弘法大師によって上呈された御請來目録も、必ずしも完璧なものではなかつたことが窺えよう。草稿である施本、中間的な東本（正確にはその底本）、定稿本に近い宝本（正確にはその底本）の三段階においても、その相互の間にはかなりの修正の跡を窺えるにも関らず、最終的に完全なものとはならなかつたらしい。その理由は明らかになし難いが、帰国直後の請來品の整理に追われるかたわら、目録を托すべき遣唐大使高階遠成の上京日程が早まつたというような、周囲の状況が大師をして混乱せしめた、といふ飯島氏の意見（墨美二九三）の如きは一考に値する。御請來目録が請來品の全部でないことは三十帖策子や後々の大師自身の書簡で知られるが、目録の中でも、不空三藏訳經の順序と名称が全く貞元録一五（大正五五、八七九以下）の記載によつて見ても、請來品の整理が急々になされたものと考えられるのである。

#### IV 東本『御請來目録』について

##### (1) 東本の書写年代

東本が伝教大師の手写本であることは和田智満師以来定説となつてゐるが、現存する自筆書簡『久隔帖』などを見れば、これが同一人の筆になるものであることは素人目にも明らかであろう。既に東本は進官原本に近い宝本より以前の草稿を底本としていることを推定し得たが、そうであるならば、伝教大師はいつこれらの底本を入手したのであろうか。

東本についての詳細な研究は今のところないが、書写年代については二様に考えられる。それはどこからこれの底本を借り受けたかという問題にも関連しているが、一には大同四年（八〇九）以前、二は弘仁四年（八一三）頃とする説である。大同四年といふのは『伝教大師消息』に見える大同四年八月二十四日付の借經依頼状（伝全五、四五二頁）によるもので、これに出づる十二部の經典は皆請來目録に登載されたものであり、延暦一六年（七九七）内供奉十禪師に補せられていた当時の伝教大師の社会的地位からすれば、大同元年に提出された請來目録を披見し転写することは容易であったといふ推測に基づく説である。弘仁四年も同じ伝教大師消息に收められた書簡からの推定で、弘仁四年十一月二十三日付の弘法大師宛の書簡（伝全五、四四九）に「先日所借經並目録等」の言葉が見え、またこの年のものと考えられている正月十八日の書簡

(同、四五九)に「依目録皆悉写取了」とある「目録」の語を請來目録と解釈することによる。東本が進官原本の写しでないことは以前に推定したので、当然の結論として、その底本は伝教大師が弘法大師の手元より借覧したものと考えねばならない。ここでは伝教大師がそれを借り受けた時期について少しく考えてみよう。

大同四年の借經依頼状は次のものである。

謹請法門事

合十二部

大日經略攝念誦隨行法一卷

大毗盧遮那成仏神変加持經略示七支念誦隨行法一卷

大日經供養儀式一卷

不動尊使者秘密法一卷

悉曇字記一卷

梵字悉曇章一卷

悉曇枳一卷

金剛頂毘盧遮那一百八尊法身契印一卷

宿曜經三卷

大唐興善寺大弁正大広智三藏表答碑三卷

金師子章并緣起六相一卷

華嚴經一部四十卷

右法門、為伝法故贋借山室、不敢損失、謹付経珍仏子以啓

大同四年八月二十四日

下僧敢澄狀上

伝教大師消息ではこの一通が最も古く、この書簡が何の挨拶もなしに書き出していることから、これ以前から両大師の交流があり、經典の貸借も行なわれていたという意見もあるが、經典の借用願いは天平時代からだいたいこんなもので、正倉院文書の天平勝宝三年(七五二)六月八日佐伯今毛人状、同五年九月四日僧善珠状、同六年三月十八日僧鑑真状等の例によつて明らかである。ここに見る十二部は皆請來目録に出するものであるが、何れも特に伝教大師の興味を引くものばかりであろうことを思えば、恐らく經典の借用依頼はこの時が初めてと見て差し支えない。弘法大師が請來目録と共に持ち帰った經典や仏像等を一旦朝廷に進上したことは、『高野雜筆集』上の弘仁一二年(八二一)十一月に藤原冬嗣に宛てたと考えられる書簡(弘全三、五八二)によつて知られるが、これが返却されたのは「今上、暦を馴めて恩卉木に普ねし」というから、

嵯峨天皇即位の大同四年四月一日以降である。「暦を取めて」というのが改元を指すとすれば弘仁と収元された翌大同五年以後のこととなり、伝教大師が借用を願った時点ではこれらの經典類は未だ弘法大師の手元になかったであろうが、當時、暦を編改し人民に知らしめるのは為政者の特権であったから、ここでは単に嵯峨天皇の治世を表現したものと考える方が適当であろう。伝教大師は宮廷内の地位があつたにせよ、そこでは進上された經典等を借覧したり滞出していないのは今の借用状によつて明らかであるし、恐らくこの頃、弘法大師の手元にこれらの請来品が返却されたことを聞き及んで借用を依頼したものと思われる。この時点で伝教大師が請來目録を書いていたか否かは判断する資料を欠くが、東本は進官原本を写したものではないから、伝教大師がこれを借覧したとすれば、両大師の交際の開始時期を確定する必要があろう。

大同四年の借用状記載の經典によれば、少なくとも伝教大師がこれ以前に請來目録を披覧していたことは疑いない。大同四年の借用願いに対して、果して実際に貸出されたものか否かについても確証を得ないが、伝教大師はその後、弘仁三年十月二十六日に乙訓寺の弘法大師に宛てて金剛頂經一部三巻の借用を依頼した（伝全五、四五四）。次いで同年十二月十四日、高雄山寺で胎藏の灌頂（第二度）が行なわれ、同じ月の十八日、伝教大師は又も数部の借覧を願つている（同、四五〇）。

### 借請

#### 虛空藏經疏四卷

華嚴入法界品字門一帖（加文殊字母返畢）

十地經二帖（加迦向經十力經）

菩提場所說一字転輪王經一帖

守護國界主經一帖（返畢）

烏樞瑟摩經一卷（復上下）

金剛薩埵五秘密念誦儀軌

右法門、限來年二月下旬將奉上、伏乞、大德慈悲哀愍聽許、稽首和南

弘仁三年十二月十八日

受法弟子寂澄

（集十二帖智泉）

大同四年の借用状がそれぞれ何巻と記しているのに比べ、ここでは何巻と記すものと何帖と記すものがある。書物の數量によつて使い分けるのは今も昔も変わりないが、これに依つて、當時弘法大師の手元にあつた經典類には巻子本にしたものと粘葉装にととのえたもの（当時は策子と呼んだ）と両様あつたことが判るし、伝教大師がある程度その実態を把握していたことが窺われる。伝教大師が巻と帖とを書き分けて

いることは、弘仁五年二月八日付の經等三部を返し送った書簡（伝全五、四五四）に「守護國界主經一部短帖、虛空藏經一部四卷、貞元目録初帙十卷」と認めており、弘仁四年と考えられる正月十八日付返上状（同、四五五）にも「金剛薩埵五秘密儀軌一卷、金剛頂字母品并文殊字母品華嚴儀軌一帖」と区別している例によつても知られる。「初帙十卷」とか「何卷」とあるのを卷子本と指すものではないと解する人もあるが、それは誤りで、初帙十卷というものは保管のために卷子本何卷かづつを帙に巻いたことを云つたので、十卷分を策子一帖に調えたものではない。当時の卷子本の帙は竹のすだれ状のものに布を貼り、五卷か十卷程をくるんで簾巻きにして付囁の帶で結んだ。この帙を竹帙と呼び、これを櫃に入れたらしきことが正倉院の写經所の文書から知られる（年次未詳、「經卷納櫃目録」）。開元錄・貞元錄や伝教大師の将来錄に「何卷同帙」という「帙」は正しくこの竹帙に當り、神護寺には紺紙金字一切經を包んだ平安時代の遺品（重要文化財）が現存する。よつて貞元錄の初帙十巻というものは全三十巻を十巻づつ三帙に分けた初めの帙、即ち第一巻から第十巻までを一包みにしたものと指すのである。因みに、卷子本は何巻、帖装本（俗にいう折本）・旋風葉・胡蝶装（粘葉装・綴葉装）は何帖（帖の字を最近漢音で「チヨウ」と読む人があるが、書物を数える単位としては古来慣用音の「ジョウ」を用いている。「三十帖策子」や「小野六帖」などは皆漢音には読まない）、包背装・線装本（俗にいう袋綴本）は何冊と数える。今日の洋装本で全何巻などと数える感覚とは異なる。

このような二通の借用状の書き方の違いは、大同四年当時には伝教大師はまだ經疏類の実物を見ておらず、目録の記載のみから借用經典を選び出したらしいのに比べ、弘仁三年の時点では弘法大師所蔵の請來經等の目録か、少なくともメモの如きものを手元にしていたことを想像せしめるものである。このように考えてみると、弘仁四年の書簡に見える「目録」が何を指すかについては、（一）御請來目録、（二）弘法大師の藏書目録、（三）貞元目録の三者を比定することができよう。正月の書簡に「目録に依つて」というのは（一）（二）の可能性があるが、（三）の貞元目録は弘仁三年と考えられている四月十三日付の書簡と弘仁五年二月八日の返上状によって、三十巻の内初帙十巻のみ貸し出されたことが確められるので、密教經典が記載される第十四、五卷以下を伝教大師が見得た可能性は殆どない。十一月の書簡にいう「經並びに目録」の目録は、翌年二月八日に返却した貞元錄を宛てるのが妥当であろう。正月書簡に云う目録が何を指すかは決定し難いが、何れにしても弘仁四年の二通の書簡のみでは東本がこの頃に書写されたとする根拠にはならない。大同四年の借用状記載の經典名がほぼ請來目録によつていることを考えれば、これ以前に伝教大師が請來目録を借覧していたと推測するのが自然であろう。恐らくそれは、伝教大師が朝廷内又は僧綱所等の関連官庁

から弘法大師請来目録を借用できなかつたからであるうし、この年に弘法大師が入京し、經論等も返却されたと推定されることと無関係ではあるまい。決定すべき材料を欠くが、東本の書写は一応大同四年と考えるものである。

## (2) 東本の底本

既に述べて来たように、東本はテキストとしては宝本に先行するものであり、定稿本以前の未だ整理段階のものである。然も脱字があつたり誤字を訂正しているものがあり、写本としての精度は劣る。伝教大師は何故にこんな不完全な写本を作つてしまつたのであらうか。

東本がかなり急いで書写されたものであろうことは、行書体で書写されているといふ見た目の印象を除いても、その訂正や脱字の多いことから窺える。例えば、「金輪王仏頂略念誦法一卷」の「略」を「毗」と書いてから重書訂正している(37)。これは二行前の「毗那夜迦」に連られたものかも知れないが、十三行後に出する「華嚴經入法界品頓證毗盧遮那」等の「毗」は逆に、初め「略」と書きかけてツクリを訂正している(40)。また「守護國界主陀羅尼經」をつい筆が滑つたものか、「守護國家」と書いて「家」字の横に抹消の傍点を施している(65)。伝教大師は「毗盧遮那」の「盧」の字を余り書き付けなかつたものか、何れも他の字より大きく縦長に書いているが、「梵字大毗盧遮那」の所では「慮」の字に誤つて訂正している(81)。こういった例からは、丁寧に底本を熟覧しながら模写したものとは思われない。これに対して、脱字の補入や訂正の傍書を検べると、「新華嚴六波羅蜜」等の「嚴」字を脱して草書体で補う(15)。他は、本文の行書に異なつて、悉く楷書に近い字体で書き込まれている。上表文の傍書訂正の一例(7、19)は後人の筆かも知れないが、補入された字は本文とやや墨色が異なり、丁寧に楷書で書かれているから、本文書写後に底本と校合して加筆したものと考えられる。とすれば、宝本に比べた東本の文字の誤りも、必ずしも誤写とは云えなくなる。

前來の考証によれば、東本は大同四年頃弘法大師の手元から草稿本を借り受けて写したものである。弘法大師がどうして草稿を伝教大師に貸し与えたものかは全く詳らかにし難いが、あるいは東本の底本を訂正しつつ、直ちに清書本を作成したものであるうか。假りに、施本が弘法大師自身の手によって同寺に持ち込まれたものであるならば、高雄移住までに定稿本(進官原本の底本)を他所に置いて來たか紛失した可能性もあり得る。

伝教大師が借り受けた草稿本には弘法大師自身による訂正・加筆が施され、伝教大師にとっては読みづらいものではなかつたのではないかと思われる形跡がある。東本の明らかな誤写は「10、30、39、85、110、150」の六箇所であるが、この内110（皆を比と誤る）の如きは、本文を熟読して校合した結果の見落しとは思えない。大師の草稿本に既に誤っていたとも考えられるが、30（薬を樂）、39（注を住）、85（闇を闇）、151（續と書いて糸へん磨り消し、宝本は「瀆」）などの例を見ると、これらの箇所に施本に見られるような重書の訂正が加えられていたことを想像し得るのである。恐らく110などは「皆」の下の「白」が重書きされて見にくくなつていたために、伝教大師はこれを抹消と判断したのであるまい。その他、前出の金剛智訳「金剛頂瑜伽毗盧遮那三摩地法」の記載箇所の不同は、数量の記載の誤りから、これを改めたのは東本（又はその底本）であろうことは既に述べたが、請來目録提出後に誤りに気付いて訂正してあつたのである。これについては、もし東本の書写時期を弘仁四年頃と推定するならば、當時多少の密教知識を持ち合わせ、弘法大師所蔵の經典類の実体をある程度把握していた伝教大師によって改められたと考えられないこともないが、その可能性は少ないのである。

要するに、宝本より東本がテキストとしての正確度も写本としての精度も劣るのは、

一、弘法大師の借し与えたのは手元に残つていた草稿段階のものであり、清書されたものではなかつた。

二、伝教大師が書写を急いだ。

という二つの悪条件が重なつた結果と云ふよう。このように推測することによつてのみ、東本と宝本との関係・相違を説明し得るのである。

## V 三本の関係

施本が草稿であることは現存状況や前述の検討の結果から異論あるまい。その書体の相似性から、東本の原本という人もあるが、この説は何人も容認し難いであろう。前稿の校異の結果からは、施本の現存する本文は東本に等しい箇所もあるけれど、東本にはそれと同程度、施本に異して宝本に等しい箇所が見られるからである。何よりも、施本は目録部分を欠き、施本当初において目録が付隨して書写されていたものとは思えない。仮りに目録が別に存在したとしても、この二つをまとめて現存の東本に仕立てることは伝教大師の能わざるところである。併し乍ら、施本が全くの初草本かというとそうは思えない。上表文は欠損が多いが、現存部分からは訂正の跡が見られず、同じ行書でも他の所より軽快に

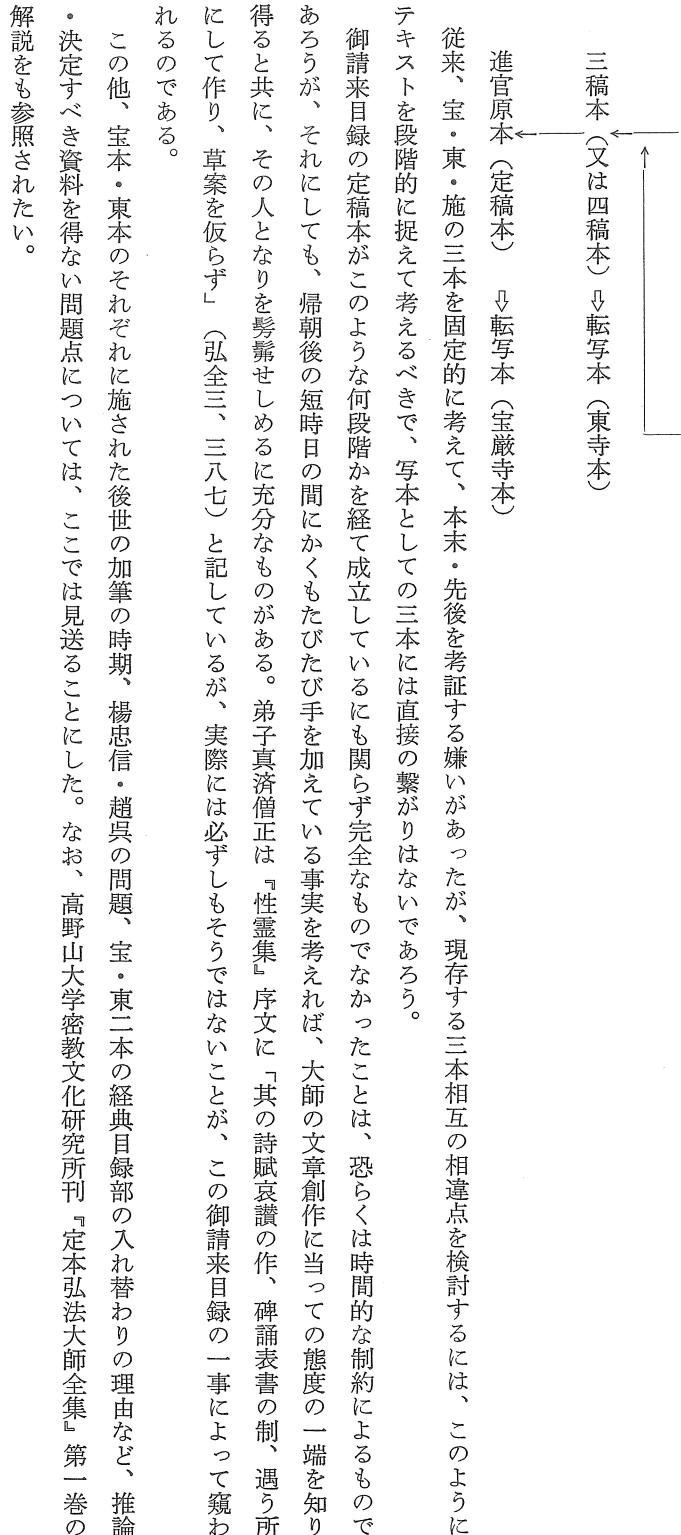
書かれた感じがするのは、施本の書写時に上表文の推敲をほぼ終えていたことによるのであろう。上表文以外は丁寧に書かれているし、脱字の補入の例からしても、これ以前に草案があつて一旦清書しようとしたものと考えられることは先に触れた。即ち施本は初稿本の清書本（完成段階の清書本に対し、特に中清書本・中書本という）に更に手を入れた再稿本と称すべきものである。

因みに東本との筆跡の類似性から、施本を「伝教大師筆とする説が出されている。細貝保夫氏は『書論』二三号（一九八四）所載の「施福寺本請來目録の再検討」において、施本は弘法大師自筆の手控本から文章のみを転写し、東本は後に改めて全文を写したものであり、進官本により近いものは建治刊本であると推定された。これについて、飯島太千雄氏は「（新出・施福寺本）空海請來目録は最澄の筆跡」（『書苑案内』一七、一九八七・三月号）でほぼ同意を示された。更に飯島氏は施本に至る系統を、未成巻の草本から弘法大師自身の手による未成巻の清書本がありそれを借りうけた伝教大師が未成巻の施本を写し、改めて成巻本としての東本を書写したという。よって細貝氏の説によれば施本と東本は同一原本（底本）よりの転写であり、飯島氏によれば施本は東本の原本であるとする。両氏の論考は傾聴すべき点も存するけれど、施本と東本の間によく似た文字が多いという点を除けば、伝教大師は何故に施本のようなものを写す必然性があつたのかという根本的な疑問は解決されない。細貝・飯島両氏の考証も肯首しがたい点が多く、特に、東本が施本に相違して宝本に共通する部分（七カ所）については全く触れておられない。筆跡の面からいえば、似た字姿の文字の多いのは事実であるが、似ていない文字が無い訳ではない。筆跡の類似性が、果してどこまで同筆性を証明し得るのかは疑問である。このことは細貝氏の所論が出される以前、既に木下正雄氏によつて指摘されている（『仏教美術研究上野記念財団助成研究会報告書』8、「空海と最澄の書風について」、一九八一）。何よりも、弘法大師真跡の遺品の真偽は個別的でないし、伝教大師真跡とされる『羯磨金剛目録』・『天台法華宗年分縁起』・『伝教大師将来目録』等を含めて東本と比較すると、その書風は必ずしも一様ではないようと思われる。

以上の如く、施本を再稿本、東本を三稿本か四稿本かの転写本、宝本を進官原本の転写本と位置付けて三者の関係を並べると下図の如くなる。

上表文等初稿本（草案）

同  
再稿本（施福寺本）  
目録部分



キーワード △御請來目録、書誌学、弘法大師、伝教大師、進官原本▽